

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内

労働安全法（第61条・施工令20条第7号）により、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務に従事する方は、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方等、法定有資格者に限られております。

つきましては、この度当協会が技能講習規定に基づき、標記講習会を下記により開催いたしますので、貴事業所に於ける該当者を是非受講させていただき、クレーン等の災害防止に資するようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時及び (第2回講習)

受講科目 令和 3年 3月15日(月)

8:50~16:20 小型移動式クレーンに関する知識(休憩時間含む)

16:20~17:20 関係法令

令和 3年 3月16日(火)

9:00~12:10 原動機及び電気に関する知識(休憩時間含む)

13:00~14:00 学科終了試験

14:30~16:30 小型移動式クレーンの運転

令和 3年 3月17日(水) 及び 3月18日(木)

9:00~14:00 小型移動式クレーンの運転(休憩時間含む)

14:10~15:10 実技修了試験

2. 会場 (学科) 駅東広場 イベントホール赤れんが (岩見沢市有明町南1番地7)
(実技) 古沢工業株式会社 (三笠市岡山1113番地4)

3. 受講資格 玉掛け技能講習修了者に限ります

4. 受講料 35,805円 (受講料・テキスト代消費税含)

5. 受付開始日及び 順次受け付け (お電話にてご予約状況をお確かめ下さい)

定員 1講習 定員 20名に達し次第締切ります。

6. 申込方法 受講申請書に6ヶ月以内に撮影した上身無帽の写真2枚と、玉掛け技能講習修了証の写し1枚(表・裏)を添えて、持参または、現金書留みにてお申込みください。

※ お振込みの場合はご連絡下さい。

岩見沢労働基準協会 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階、

岩見沢労働基準協会内 (公社)北海道労働基準協会連合会岩見沢支部

(TEL 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770)

7. 受講の取消 受講取り消しの場合、講習初日の前々日営業日までに申し出た場合は、返金に要す費用を除き講習料を返還いたします。

注意事項 遅刻者については、講義開始後の入室はみとめませんので、ご注意願います。

本講習は「建設労働者確保育成助成金」の対象になりますので、一定の条件を満たす建設事業主等は、北海道労働局職業安定部職業対策課分室(電話011-788-9132)に、詳細をお問い合わせ下さい。

なお、H30.10.1以降の講習より、計画届の提出が不要になりました。今後、申請に必要な実施証明等は、(公社)北海道労働基準協会連合会 (011-747-6141)で行います。